

令和 8 年第 4 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第 76 号

財産の取得について（消防ポンプ自動車）

（議案書 3 ページ）

常備消防管理分の消防ポンプ自動車を経年劣化に伴い更新する必要がある。

この車両の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- （１） **購入予定車両** 消防ポンプ自動車（CD－1 型） 1 台
- （２） **購入の方法** 指名競争入札
- （３） **予定価格** 66,520,300 円（税抜き 60,473,000 円）
- （４） **入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）**

入札業者	入札金額	備考
新日本消防設備（株）	58,800,000 円	落札
（株）消防防災 大分本店	60,300,000 円	
セーフティサービス（有）	61,200,000 円	
（有）メディカルエイト 大分営業所	61,000,000 円	
井崎車輛整備工場	辞退	

- （５） **契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）**

大分市住吉町 2 丁目 6 番 34 号

新日本消防設備株式会社

代表取締役 中野 裕之

64,680,000 円

（落札率：97.23%）

【その他参考事項】

- （１） **配備先** 佐伯市消防署宇目分署
- （２） **納入期限** 令和 9 年 3 月 19 日
- （３） **購入費の財源内訳**

（単位：円）

購入費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
64,680,000	64,600,000	80,000

※過疎対策事業債（充当率 100% 交付税措置率 70%）

（担当課：警防課）

議案第 77 号

佐伯市漁港管理条例の一部改正について

(議案書 4 ページ)

本市の漁港施設の使用料等の額については、大分県が管理する本市内の漁港施設の使用料等との均衡を図るため、大分県漁港管理条例に規定する漁港施設の使用料等の額に準じて本条例に定めている。

先般、大分県が、近年の急激な人件費や物価の上昇等を踏まえ、大分県漁港管理条例に定める漁港施設の使用料等の額を改定したことに伴い、これに準じて本条例に定める漁港施設の使用料等の額を改定しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 漁港施設の使用料等の額の引上げ

ア 次の表のとおり、漁港施設の使用料の額を引き上げる（別表第 1 改正関係）。

区分			単位	使用料の額	
				改定前	改定後
岸壁	50 t 未満の船舶	12 時間以内	1 隻	202 円	205 円
		12 時間超～24 時間以内	1 回	269 円	274 円
		24 時間超		269 円に、24 時間を超える 12 時間ごとに 135 円を加算した額	274 円に、24 時間を超える 12 時間ごとに 137 円を加算した額
	50 t 以上の船舶	12 時間以内	1 t	4 円 3 銭	4 円 10 銭
		12 時間超～24 時間以内	1 回	5 円 37 銭	5 円 47 銭
		24 時間超		5 円 37 銭に、24 時間を超える 12 時間ごとに 2 円 69 銭を加算した額	5 円 47 銭に、24 時間を超える 12 時間ごとに 2 円 74 銭を加算した額
係留等指定施設	船長 5 m 未満の船舶		1 隻	1,750 円	1,800 円
	船長 5 m 以上の船舶		1 月	2,600 円	2,650 円
野積場・漁具干場・各種漁港施設の敷地			1 m ²	480 円 (1 年)	1 円 71 銭 (1 日)
可動橋			1 t 1 回	2 円 64 銭	2 円 69 銭
道路			1 m ²	740 円 (1 年)	2 円 63 銭 (1 日)

イ 次の表のとおり、漁港区域内の水域又は公共空地における土砂採取料の額を引き上げる（別表第2改正関係）。

種類	単位	土砂採取料の額		備考
		改定前	改定後	
砂利	1 m ³	172円	175円	
切込砂利	1 m ³	142円	143円	
砂	1 m ³	131円	133円	
土砂	1 m ³	120円	122円	
土	1 m ³	120円	122円	
泥土	1 m ³	81円	83円	
粘土	1 m ³	147円	149円	
栗石	1 m ³	172円	175円	径8cm以上20cm未満
玉石	1 個	56円	57円	径20cm以上35cm未満
転石	1 個	69円	70円	径35cm以上60cm未満
野面石	1 個	81円	83円	径60cm以上90cm未満
		132円	134円	90cm以上

(2) 施行期日

令和8年10月1日

(担当課：農林水産工務課)

議案第 78 号

佐伯市印鑑条例の一部改正について

(議案書 6 ページ)

「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」の施行により、在留カード又は特別永住者証明書と個人番号カード（マイナンバーカード）を一体化した特定在留カード又は特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）の交付が実施されることに伴い、規定の整備をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 印鑑登録証明書の窓口交付申請等における特定在留カード等の提示等に係る規定の整備

現行、窓口において印鑑登録証明書の交付申請を行う際、印鑑登録証の提示に代えて、マイナンバーカードや移動端末設備（スマートフォン）に記録されている利用者証明用電子証明書の提示が可能となっているが、当該電子証明書が記録された特定在留カード等の提示があった場合においても、印鑑登録証の提示を不要とする（第 13 条第 1 項ただし書改正関係）。

あわせて、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末においても、当該電子証明書が記録された特定在留カード等により、印鑑登録証明書を交付することができることとする（第 14 条改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：市民課)

議案第 79 号

佐伯市税特別措置条例の一部改正について

(議案書 7 ページ)

地域再生法で定める地方活力向上地域（国の認定を受けた大分県作成の地域再生計画に記載された地域）に本社機能を移転し、又は当該地域における本社機能の拡充を行った事業者に対して、地方公共団体が固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、その減収分が地方交付税により補填される措置が講じられている。

この減収補填措置の対象要件等を定めた「地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、当該地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用期限を延長しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用期限の延長

地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税の措置を受けようとする事業者は、現行、「令和 8 年 3 月 31 日」までに大分県知事から本社機能の移転又は拡充に関する計画の認定を受け、その認定を受けた日の翌日以後 3 年を経過する日までの間に、対象となる設備を供用開始する必要がある。

今回、その適用期限（計画認定期限）を「令和 10 年 3 月 31 日」まで延長する（第 9 条第 1 項及び第 2 項改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日（令和 8 年 4 月 1 日から適用）

(担当課：税務課)

議案第 80 号～議案第 96 号

佐伯市農業委員会委員の任命について（候補者波戸崎孝ほか 16 人）

（議案書 8 ページ～41 ページ）

「農業委員会等に関する法律」第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会の委員は、市町村長が議会の同意を得て任命することとされている。

また、佐伯市農業委員会の委員の定数は、「佐伯市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」第 2 条第 1 号の規定により、17 人とされている。

現委員の任期が令和 8 年 7 月 19 日で満了するため、次の表に掲げる者（17 人）を任命するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

議案番号	議案書	現委員	氏名	備考（※）
議案第 80 号	8 ページ	○	波戸崎 孝（はとざき たかし）	認定農業者
議案第 81 号	10 ページ	○	山田 美之（やまだ みゆき）	中立委員
議案第 82 号	12 ページ	○	吉岡 薫（よしおか かおる）	中立委員
議案第 83 号	14 ページ	○	田原 俊秀（たはら としひで）	認定農業者
議案第 84 号	16 ページ	○	山田 裕也（やまだ ゆうや）	認定農業者
議案第 85 号	18 ページ	○	笠村 由喜（かさむら よしき）	
議案第 86 号	20 ページ	○	高畠 千恵美（たかはた ちえみ）	
議案第 87 号	22 ページ	○	飛高 聖悟（ひだか まさのり）	
議案第 88 号	24 ページ	○	刃田 寿志（ただ ひさし）	認定農業者
議案第 89 号	26 ページ	○	竹中 裕子（たけなか ゆうこ）	認定農業者
議案第 90 号	28 ページ	○	塩月 吉伸（しおつき よしのぶ）	
議案第 91 号	30 ページ		志賀 憲士（しが けんじ）	
議案第 92 号	32 ページ		樋口 勝典（ひぐち かつのり）	認定農業者
議案第 93 号	34 ページ		池田 駿一（いけだ しゅんいち）	認定農業者
議案第 94 号	36 ページ	○	小野 美智子（おの みちこ）	認定農業者
議案第 95 号	38 ページ	○	三又 勝弘（みまた かつひろ）	認定農業者
議案第 96 号	40 ページ	○	矢野 弥平（やの やへい）	

（※）「認定農業者」とは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項第 1 号又は第 2 号に規定する者を行い、「中立委員」とは、同条第 6 項に規定する利害関係を有しない者をいう。

【任期：令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日までの 3 年間】

（担当課：農業委員会事務局）

報告事項

第 9 号報告**佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について****（議案書 47 ページ）**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条の規定により、市町村長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとされ、当該計画を作成し、又は変更したときは、速やかに議会に報告することとされている。

今回、佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定したので、同条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、議会に報告するものである。

（担当課：健康増進課）